

京都市告示第275号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成25年8月29日

京都市長 門川大作

- 1 土地の所在地
京都市南区上鳥羽大溝2番3, 4番
京都市南区上鳥羽町田63番1, 64番1 以上の地番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物, シアン化合物, セレン及びその化合物, ふっ素及びその化合物
並びにほう素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)